

令和元年 11 月 25 日

大臣官房官庁営繕部

PFI 手法による「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」の 実施方針を公表します

国土交通省は、内閣府新庁舎（仮称）整備等事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

1. 事業の概要

- ・ 事業名 内閣府新庁舎（仮称）整備等事業
- ・ 事業方式 BTO（Build-Transfer-Operate）方式
- ・ 事業概要及び内容 別添資料のとおり

2. 実施方針の概要、今後のスケジュール（予定）

実施方針の詳細は、下記のホームページに公表しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk5_000003.html

実施方針に関する質問又は意見等の受付は、令和元年 11 月 26 日（火）～令和元年 12 月 11 日（水）までとします。

<お問い合わせ先>

大臣官房官庁営繕部 計画課 民間資金等活用営繕事業対策官 櫻木 邦浩（内線 23212）
整備課 特別整備室 企画専門官 笠井 文夫（内線 23614）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8243 FAX：03-5253-1544

内閣府新庁舎（仮称）整備等事業 実施方針の概要

1. 事業の対象となる公共施設等の名称等

名 称 : 内閣府新庁舎（仮称）、内閣府庁舎 A 棟及び中央合同庁舎第 8 号館
所在地 : 東京都千代田区永田町 1-6-1 他
敷地面積 : 17,409.77 m²
基準建ぺい率 : 50%
基準容積率 : 500%

2. 事業の概要

内閣府新庁舎（仮称）の施設整備業務及び維持管理・運営業務、内閣府庁舎 A 棟及び中央合同庁舎第 8 号館の改修整備業務及び維持管理・運営業務等を実施

3. 事業方式

BTO（Build-Transfer-Operate）方式

4. 事業期間

事業契約の締結日から令和 22 年 3 月 31 日まで（約 19 年間）

5. 入居予定官署

内閣官房、内閣府

6. 今後のスケジュール（予定）

実施方針に関する質問又は意見等の受付	:	令和元年 11 月 26 日（火）10:00 から 令和元年 12 月 11 日（水）17:00 まで
特定事業選定の評価に係る聞き取り調査の受付	:	令和元年 11 月 26 日（火）10:00 から 令和元年 12 月 4 日（水）17:00 まで
実施方針に関する質問又は意見等の回答	:	令和 2 年 2 月頃
特定事業の選定	:	令和 2 年 4 月頃
入札公告（特定事業の選定を行った場合）	:	令和 2 年 4 月頃
民間事業者の選定（特定事業の選定を行った場合）	:	令和 2 年 11 月頃
事業契約の締結（特定事業選定を行った場合）	:	令和 3 年 1 月頃